

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
11	11月30日	公契約条例に関する請願	<p>京都市上京区今出川通新町西 入弁財天町332番地</p> <p>京都府社会保険労務士会 会長 内藤 信之</p> <p>京都府社会保険労務士政治連盟 会長 堀谷 義明</p> <p>ほか1名</p>	<p>明田 昭 湊 泰孝 馬場 隆</p>	<p>(請願趣旨)</p> <p>地方自治体は、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、民間事業者への公共工事及び委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しています。事業を受託している企業や事業所も、受注額の引き下げを受忍せざるを得ない状況におかれています。</p> <p>この結果、受注企業は最大経費である人件費削減に及び、このしわ寄せを受けた労働者は、働いても生活が成り立たない、いわゆる官製ワーキングプアが多数生まれ、生活保護世帯が著しく増加し、さらに地方公共団体の財政を圧迫する要因となっているという悪循環を打開するため、公契約条例の制定を請願するものです。</p> <p>(請願事項)</p> <p>行政が民間企業と公契約を締結する際には、民間企業の財務状況だけでなく、労働者の賃金、社会保険の適用状況、時間外・休日・深夜割増賃金の支払、有給休暇の取得および健康診断の受診状況など労働者の労働条件すべてにおいて法の遵守を求め、これらをチェックする仕組みを構築しなければなりません。</p> <p>この仕組みをルール化した公契約条例の制定を請願します。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	<p>総務文教 常任委員会</p>